

東日本旅客鉄道株式会社 戦没者遺族旅客運賃割引規則

(昭和62.4.1)
(東日本旅客鉄道株
公告第13号)

(適用範囲)

第1条 この規則は、靖国神社に合祀された戦没者（昭和19年までに合祀された者を除く。）の遺族のうち、戦没者遺族旅客運賃割引証（以下「旅客運賃割引証」という。）の交付を受けた者が、靖国神社に参拝のため、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下これらを「旅客鉄道会社」という。）が経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）又はこれと連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）とにまたがり乗車船する場合に適用する。

(遺族)

第2条 この規則において、「遺族」とは、戦没者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあつた者を含む。）、子（戦没者の死亡の当時胎児であつた者を含む。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、かつ、戦没者の死亡の当時日本の国籍を有していた者をいう。

(乗車券の種類)

第3条 割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券で、往復（連絡運輸としないもので、順路が2途以上ある場合には、その順路内において往路と復路とが異なるものを含む。）となるものに限る。ただし、沖縄県に居住する遺族に対しては、普通乗車券で片道となるものであつてもこの取扱いをする。

(取扱区間)

第4条 取扱区間は、居住地もよりの旅客鉄道会社線又は連絡会社線駅と東京都区内旅客鉄道会社線駅との相互間で、往路（往復乗車券の往片又は連続乗車券の第1券片）は居住地もよりの駅から東京都区内の駅で、復路（往復乗車券の復片又は連続乗車券の第2券片）は東京都区内の駅から居住地もよりの駅までとなる場合に限る。この場合、連絡運輸となるもので、東京都区内旅客鉄道会社線駅が連絡運輸区域外であつてもこの取扱いをする。

2 前項の場合、沖縄県に居住する遺族については、新橋・浜松町・桜木町・三ノ宮又は鹿児島島の各駅を居住地もよりの旅客鉄道会社線駅とみなして取り扱う。この場合、遺族の出発する駅と到着する駅とが同一の駅とならないときであつてもこの取扱いをする。

(割引率)

第5条 遺族に対して発売する普通乗車券の旅客運賃の割引率は、旅客鉄道会社線及び連絡会社線とも5割とする。

(旅客運賃割引証の提出)

第6条 遺族は、乗車券購入の際、旅客運賃割引証を提出しなければならない。

(証明書の呈示)

第7条 遺族は、この割引による乗車券を購入するとき又はこれを使用するときは、必ず戦没者遺族証

東日本旅客鉄道株式会社戦没者遺族旅客運賃割引規則

明書（以下「証明書」という。）を携帯し、係員から請求があつたときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

（旅客運賃割引証、証明書等の様式）

第 8 条 旅客運賃割引証、証明書等の様式は、次のとおりとする。

戦没者遺族旅客運賃割引証		戦没者遺族証明書		戦没者遺族旅客運賃割引証 発行控	
第...号		第...号		第...号	
乗車船間	往路 駅から (経由) 駅まで	戦没者氏名		戦没者氏名	
	復路 駅から (経由) 駅まで	戦没者との続柄		戦没者との続柄	
戦没者氏名		氏名・年齢	(才)	遺族の氏名・年齢	(才)
戦没者との続柄		住所		遺族の住所	
遺族の氏名・年齢		有効期限	年 月 日まで	旅客運賃割引証の有効期限	年 月 日まで
遺族の住所		発行年 月 日 発行		発行年月日	年 月 日
割引率	旅客鉄道会社線・連絡会社線 普通旅客運賃 〇割	発行者	[市・区・町・村長 氏] 公印		
有効期限	年 月 日まで	(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
	年 月 日 発行	(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	51
割引証に記入された個人情報、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。					

9.1cm

切取線

9.1cm

切取線

9.1cm

裏

(注 意)	(注 意)	(注 意)
この控片は、市区町村において、戦没者遺族旅客運賃割引証及び戦没者遺族証明書を発行した場合の控とする。	<ol style="list-style-type: none"> この証明書は、戦没者遺族旅客運賃割引証によって乗車券を購入するときはその乗車券を使用するときは、必ず携帯し、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。 この証明書は、旅客運賃割引証の発行を受ける際、市区町村長に提出し、発行を受けなければならない。 この証明書の記入事項は、すべて発行者が記入しなければならない。 この証明書は、発行者の発行を受けないもの又は発行者が必要事項を記入しないものは、使用することができない。 この証明書は、他人に譲渡し又は他人が使用することはできない。 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、発行者の公印による証明があるときに限り有効とする。 この証明書の有効期間は、発行の日から表記の有効期限までとする。但し、有効期限を経過した場合であっても割引乗車券がいまだ有効期間中であるときは、その割引乗車券の有効期間中は便宜これを有効なものとする。 	<ol style="list-style-type: none"> この割引証は、靖国神社に合祀された戦没者（昭和19年までに合祀された者を除く。）の遺族（旅客鉄道会社の定める範囲内の者に限る。）が、靖国神社に参拝のため旅客鉄道会社線又はこれと連絡会社線とにまたがり乗車船する場合に限って使用することができる。 この割引証は、市区町村長に使用遺族の氏名、年齢、戦没者との続柄及び住所を届け出て、発行を受けなければならない。 この割引証によって旅客運賃割引の取扱を受ける者は乗車券を購入するとき又はその乗車券を使用するときは、必ず戦没者遺族証明書を携帯し、係員の請求があつたときは、いつでもこれを呈示しなければならない。 この割引証によって購入した乗車券は、普通乗車券又は団体乗車券で、往復（連絡運輸とならないもので、順路が2途以上ある場合には、その順路内において往路と復路とが異なるものを含む。）となるものに限る。 取扱区間は、居住地もより（遺族団体の場合は、旅客集合地もより、以下同じ。）の旅客鉄道会社線又は連絡会社線駅と東京都区内旅客鉄道会社線駅との相互間で、往路は居住地もよりの駅から東京都区内の駅まで、復路は東京都区内の駅から居住地もよりの駅までとなる場合に限る。 この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。 この割引証によって購入した乗車券所持の旅客に対しては、経路の変更（変更区間に連絡会社線が介在する場合を除く。）に限って取り扱う。 この割引証の乗車船区間以外の事項は、発行者が記入しなければならない。 この割引証は、発行者の発行を受けないもの又は発行者が必要事項を記入しないものは、使用することができない。 この割引証又はこの割引証によって購入した乗車券は、他人に譲渡し又は他人が使用することはできない。 この割引証に記入した事項を訂正した場合は、次の証明がある場合に限って有効とする。 (1) 発行者の記入する事項については発行者の公印 (2) 使用者の記入する事項については使用者の認印 この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限までとする。

備考 この旅客運賃割引証及び証明書の有効期限は、調製の都度、相当の年月日を印刷する。

（旅客運賃割引証、証明書等の配付）

第 9 条 旅客運賃割引証（証明書及び発行控片を含む。）は、当社において調製し、厚生労働省、都道府県及び市区町村を経由して合祀通知状を受領した遺族に配付する。配付を受けた遺族は、使用する遺族が確定した場合には、これを市区町村長に提出して発行を受けなければならない。

- 2 旅客運賃割引証及び証明書の配付枚数は、戦没者1人について2枚（2人分）とする。
- 3 旅客運賃割引証及び証明書は、再交付の取扱いをしない。

（注）市区町村長が、遺族に対して、旅客運賃割引証及び証明書を交付する方法は次による。

- 1 市区町村長は、靖国神社からの合祀通知のあつた遺族（合祀通知状を受領した者）に対し、戦没者1人について2枚の旅客運賃割引証（証明書及び発行控片を切り離さずに）を配付する。この場合、市区町村長は、旅客運賃割引証、証明書及び発行控片に番号及び戦没者の氏名だけを記入する。
- 2 前号によつて、旅客運賃割引証の配付を受けた遺族は、旅客運賃割引証を使用する遺族が確定した場合、交付を受けた市区町村長に、その使用遺族の氏名、年齢、戦没者との続柄及び住所を届け出るとともに、旅客運賃割引証及び証明書（発行控片を切り離さずに）を提出し、その発行を受ける。
- 3 前号によつて、旅客運賃割引証及び証明書の発行の請求を受けた市区町村長は、その使用遺族が使用資格者であることを確認の上、戦没者との続柄、遺族の氏名、年齢、住所、発行年月日及び発行者名を記入し、発行者の公印を押して遺族に交付する。この場合、発行控片は切り離して発行の控とする。

（旅客運賃割引証及び証明書の有効期間）

第10条 旅客運賃割引証及び証明書の有効期間は、発行の日から旅客運賃割引証及び証明書に記載された期限までとする。ただし、証明書については、その有効期限を経過した場合であつても、割引乗車券がまだ有効期間中であるときは、その割引乗車券の有効期間中は便宜これを有効なものとする。

（旅客運賃計算方の特例）

第11条 この割引による乗車券の旅客運賃は、往路と復路との営業キロは打ち切つて各別に計算する。

（乗車変更の取扱制限）

第12条 この割引による乗車券所持の旅客に対しては、東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第4号）第249条第1項第3号に規定する経路の変更（変更区間に連絡会社線が介在する場合を除く。）に限つて取り扱う。この場合、旅行開始前に当該変更の申出があつたときは、東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則第248条の規定を準用して取り扱う。

（その他の取扱方）

第13条 8人以上の遺族が、一団となつて旅行する場合は、前各条の規定によるほか、別に定めるところにより、遺族団体として取り扱う。

- 2 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

附 則

この公告は、昭和62年4月1日から施行する。

（附則 以下省略）